


船舶検査証書

第2号 1/2

船種及び船名	汽船 すくも
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	136506
船籍港又は定係港	高知県宿毛市
総トン数又は船舶の長さ	82トン
用途	旅客船兼貨物船
船舶所有者	高知県宿毛市
有効期間	平成35年3月19日 まで
<p>船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。</p> <p>平成30年4月26日</p> <p>四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所長</p> <p>眞鍋 栄治</p> 	
航行上の条件	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあっては、その旨)	<p>沿海区域</p> <p>ただし、愛媛県高茂埼から北緯32度42分東経132度28分20.7秒の地点まで引いた線、同地点から北緯32度42分東経132度39分3.3秒まで引いた線、同地点から高知県浅瀬埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域に限る。</p>
最大搭載人員	<p>旅客 (1)航行予定時間1.5時間未満の場合 70人</p> <p>(2)その他の場合 0人</p> <p>船員 5人</p> <p>その他の乗船者 0人</p> <p>計 (1)の場合 75人</p> <p>(2)の場合 5人</p>
制限気圧	*****
満載喫水線の位置	<p>乾げん甲板を標示する水平線 (甲板線) の上縁の位置</p> <p>船の長さの中央の上甲板の梁上側板上面の延長と外板の外面との交点から上方へ0mm</p> <p>満載喫水線標識の水平線の上縁・海水満載喫水線の位置</p> <p>甲板線の上縁から下方へ1405mm</p> <p>***** 以下次葉 *****</p>

航行上の条件

***** 満載喫水線の位置 (続き) *****

上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫水線の位置
 上方へ19mm

区画満載喫水線の位置

木材満載喫水線の位置

その他の航行上の条件

***** 以下余白 *****



本証書を船舶安全法施行規則第46条の2
第3項の規定により令和5年4月18日
までその有効期間を延長する。

令和5年1月24日
四国運輸局高知運輸支局長

